

議会のここが知りたい！

議会ってどうなるの？



議会の仕事ってなんだ？



議会と長との関係

再議制度

（長が、異議のある議決や越権・違法な議決等に対して、再度の議決を議会に求める制度）

①一般再議の対象を条例・予算以外の議決事件（総合計画など）に拡大する。

※条例・予算以外の議決の再議決要件は過半数とする。

専決処分

（議会が議決すべき事件について必要な議決が得られない場合に、議決に代えて長が行う処分）

①副知事及び副市町村長の選任を対象から除外する。

②条例・予算の専決処分について議会が承認したときは、長は必要と認める措置を講じ、議会に報告しなければならないこととする。

条例公布

①長は、条例の送付を受けた日から二十日以内に再議に付

す等の措置を講ずる場合を除き、当該条例の公布を行わなければならないこととする。



直接請求制度

①解散・解職の請求に必要な署名数要件を緩和する。

※現行：有権者数の3分の1（40万を超える部分について6分の1）

（40万を超える部分について6分の1）

改正後：有権者数の3分の1（40万から80万の部分については6分の1、80万を超える部分については8分の1）

議会を傍聴しませんか？

本会議の様子とは、どなたでも見たり、聞いたりすることができます。本会議の傍聴を希望される方は、市役所三階にある議会事務局で、住所・氏名・年齢を記入の上、傍聴券を受け取り入場してください。

なお、傍聴席の定員は三六名となっております。数に限りがあります。

委員会における傍聴の取り扱いについては「制限公開制」



となっております。委員会を傍聴するには「委員長長の許可」が必要となり、審議内容によって傍聴できない場合もあります。

委員長より傍聴の許可を得た際は、本会議と同様に議会事務局で、住所・氏名・年齢を記入の上、傍聴券を受け取り入場してください。

市政を自分の目と耳で確かめよう！

詳しく知りたい方へ

石垣市議会の議場、委員会室、議会事務局は、石垣市役所の三階にあります。

本会議の詳しい内容を知りたい方は、石垣市役所二階市政情報センターが市立図書館・議会事務局にある会議録をご覧ください。

六月定例会の会議録は、九月月上旬に閲覧可能です。

なお、石垣市議会ホームページの会議録検索システムでも検索・参照することができます。

ご意見・ご感想

石垣市議会に対するご意見、ご感想等がありましたら、どしどし事務局までご連絡ください。

「もっと近くに石垣市議会」をモットーに、これからも市民に親しまれる議会報を目指していきます。

石垣市議会事務局

住所：石垣市美崎町十四番地

電話：〇九八〇・二二四〇五四

FAX：〇九八〇・二二五七〇

メールアドレス

skai@city.iishaki.okinawa.jp